

○明治十七年七月卅日  
任元老院議長 拜馬縣令正五位勳四等 接取 兼彦  
任外務大臣 工部大臣兼警備總監 佐藤 興三  
任大藏大臣 外務大臣兼警備總監 佐藤 興三  
任海軍大臣 外務大臣兼警備總監 佐藤 興三  
任陸軍大臣 外務大臣兼警備總監 佐藤 興三  
任文部大臣 外務大臣兼警備總監 佐藤 興三  
任司法大臣 外務大臣兼警備總監 佐藤 興三  
任逓信大臣 外務大臣兼警備總監 佐藤 興三

時事新報

法律法官必スモ故障ノ要點ナラズ  
治外法權ト國ノ獨立トハ同時同義ニ兩立スベカラズ苟クモ  
我日本國ノ獨立策ヲ希ヒ社會ノ文明ヲ欲スル以上ハ今ノ  
日本任外國ノハガ享有スル治外法權ノ奉ル後年ノ後ハ後  
世ニ傳テテ今ノ今日ニ止ルベカラズトノ事ハ我  
輩ノ常ニ辨論スル所ニシテ全國ノ輿論モ亦此ニ外ナラズト  
信スルナリ治外法權ヲ廢止スルニハ先ツ現行ノ諸條約ヲ改  
正セザルニテ條約改正ハ明治四年來ノ陳腐談ニシテ世  
人ノ耳ニ聽スル所又方當局者ノ新陳交代其幾回ナリシモ  
均ハテ十餘年ノ古ヨリ十餘年ノ後ニ至ルマデ時ニ變遷疾  
舒ノ相違コソアレ年トシ月トシテ必ズ條約改正ノ談ヲ聞カ  
ザルハナク今日ト雖其當局者等ハ尙ホ相替ラズ改正ノ談  
列ニ忙ハシキナルモ我輩ハ談判ノ實際如何ニ抄取リシヤ  
大抵テ双方應對ノ次第ハ如何ノ様子ナルヤヲ知ラズト雖  
此改正問題ノ大體上ニ於テ治外法權ヲ廢止スルハ大且急ナ  
ルモノナク治外法權ノ存否即チ條約改正ノ要點ナリト云  
フベシ 本報ナラバ故ニ條約改正論即チ治外法權論ニシテ  
ト解釋スルモ事實上ニ於テ敢テ大ナル相違モナカルベキカ  
依テ我輩ハ條約改正ノ談判ニ於テ我日本政府ハ法權撤去ヲ  
要求シ外政府ハコレヲ拒ミ双方ノ議論十分ノ調和ニ至ラ  
ズシテ一日ヲ遷延セツ、アルモノト測定スルヲ以テ適當  
ナリト信スルナリ

○英國ノ自由貿易ニ供シ内地雜居勝手  
次第ナリ内地通商勝手次第ナリ耶蘇歐亞諸國立スルモ製造  
所ヲ起スモ鐵道ヲ布設スルモ嶺山ヲ掘ルモ唯君等ノ欲スル  
儘ニシテ決シテコレニ特別ノ制限ヲ置クコトナカルベシ是即  
チ君等ノ好意ニ對シ日本人ノ進呈スル條約ナリト英國人又  
言ハテ日本人ガ現行ノ條約拒絕主義ヲ廢シ全國ヲ打開キテ  
世界ノ人ヲ容レントスルハ其意甚ク善シコレガ爲メ新テ  
各國人ガ享受スル貿易上ノ利益ハ治外法權ノ權利ヲ棄却ス  
ルニ計斷ノ交換物ナラン然レモ我輩ガ甚ク掛念スル所  
ハ足下等ガ口ニシテ新條約ニ廢止スル以上ハ何時モ  
全國ヲ打開キテ世界ノ人ヲ容レテ水ヲ親睦ノ交際ヲ爲サント  
明旨ヲ宣示スルハ甚ク宜宜ナレトモ唯口ハカリニシテ内  
心ノ決意如何ハ尙ホ甚ク覺察ナシ深ク邪推テ廻リシテ内心  
ヲ探レバ迎モ我等ハ治外法權ヲ棄却スルノ勇氣アル者ニア  
ラズトノ事ヲ實ニ取リ全國ニ開クベシ交際モ厚クスベシ但  
シ治外法權ノ存スル間ハ何事モ爲スベカラズトテ一切ノ罪  
ヲ治外法權ニ歸シ治外法權ヲ廢シテ己レノ足ラザル處ヲ  
撤ハントスルノ策ニハアラズヤ若シ果シテ誠意誠心ニ全國  
ヲ翻テ快意アラシムルハ唯口ニ明旨スルノミナラズ事ノ實  
際上ニモ開國ノ準備ヲ爲シ何處内地雜居ノ沙汰アルモ聊カ  
盡支ナキ條約スベキ筈ナリ然レモ我等ノ見聞スル所ニテハ  
コレヲ開國ノ準備ナラント思フ程ノ事モナク全國ノ人民ハ  
若年ノ人ニ對シ内地雜居ニ對シテ見コテ更ニ心頭ニ掛  
ル所ナキ様子アルニアラズヤ是レ我等ガ邪推ノ必ズシモ邪  
ナラザル所以ナリ是下等ハ常ニ疾呼シテ治外法權廢止スベ  
シト云フ我等モ強クコレニ同意セザルニアラズト雖唯其  
準備ノ未ク十分ナラザルヲ疑フノミ先ツ第一廢止即日ヨ  
リ入用ナル民法商法ノ如キ未ダ發布ノ沙汰ナキハ如何、法  
律ハ既ニ整頓スルモ此法律ヲ取扱フ裁判官ハ如何、其知識  
熱練果シテ我等ノ所望ニ應ズルニ足ルベキヤ如何ト英國人  
ノ言フ所大抵先ツ此邊ノ事ナラン我輩ハ一應コレニ答ル  
基ヲ爲シ治外法權ヲ廢シテ全國ヲ開カントハ日本人ガ誠意  
誠心ニ希望スル所ニシテ敢テ我輩ノ保證ヲ俟ツコトモ及ハズ  
十日十手ノ親指スル明々白々ノ事實ナリ而シテ又開國ノ準  
備トシテ唯十全ト云フ申シ難ク大抵ハ既ニ整頓シ又進テ  
ニ整頓セツ、アルニアラズヤ但シ君等ノ最モ貴重視スル法  
律法官ノ類ハコレニ處スルノ法甚ク容易ナリ先ツ法律ヲ制  
定スルニハ日本在來ノ諸法ヲ蒐輯シ此中ニ就キ文明諸國普  
通ノ大主義ニ違背スルモノハコレヲ廢シ適合スルモノハコ  
レヲ存シ尙ホ足ラザル所アレバ國家憲法ノ法律中ヨリ其善  
キモノヲ採ヒテコレヲ補ヒ以テナリト水成コトコレナ  
國中ニ布シノミ又其法官ノ如キモ當分ノ間ハ兎ニ角ニ日本  
人ニテハ不安心ナリト云ハ、我輩モ強ク日本人ニ信任セ  
トハ申サズ君等ノ望ノ通り英國人ニテ英國ノ法廷ニ立テ  
法官タルヲ得ルノ資格アルハハ々々來リテ日本ノ法官ト  
シ是レ實ニ容易ノ事ノミ如キ事ニテ君等ノ望満足スベ  
クハ治外法權廢止、法律制定及法官傳稱今日直チコレナ  
實行スルニ差支ナカルベシ君等ノ返答如何ト云ハ、英國人  
ハ喜ビテコレヲ承諾シ異存ナカルベキヤ否ヤ此所蓋シ日本  
人ノ一考ヲ要スベキ大切ノ點ナラン我輩ノ竊カニ恐ル、所  
ハ斯ノ如ク詰問セラル、ニ至リテ英國人モ始メテ自己ノ望  
ム所ハ必ズモ法律ニ在ラズ又必ズモ法官ニ在ラズ也、  
尙ホ遺漏スル所ノモノアルヲ悟リ決シテ容易ニ承諾ノ返答  
ヲ爲サバフシカノ一事ニ在ルナリ今我輩ノ見ル所ヲ以テス  
レバ英國人ガ治外法權ヲ撤去ニ躊躇スルハ必ズモ法律ニ  
在ラズ法官ニ在ラズ唯其若目スル所ハ上下全体ノ日本社會  
ニ在ルノミ法律ハ人學ノ一小部分ナリ英國人ガ日本内地ニ  
雜居シ日本人ト商賣シ日本人ト交際スルニ法律法官ノ入用  
ヲ感スルコトハ決シテ毎日ニ起ルベキコトナラズ隨テ其關係ス  
ル所モ決シテ英國人ガ口ニ言フ所ノ如キモノニアラザルナ  
リ唯英國人ノ恐ル、所ハ日本國ノ人情風俗ガ文明諸國普通  
ノ常例ニ違フ所アリテ尋常同胞兄弟ノ交際ヲ爲スコト難カラ  
シカト云フニ在ルノミ果シテ然ラバ條約改正シ治外法權  
ヲ撤去シ日本ノ獨立ヲ固クシ日本ノ福利ヲ進ムルコトノ第  
一緊要事ハ日本ノ社會ヲ改良シテ勉メテ文明諸國普通ノ例  
ニ倣フニ在ルヤ明白ナリコレヲ爲スノ法固ヨリ一二止マ  
ラズト雖我輩試ニ其一法ヲ記シ明日ノ紙上ニ於テ其可否  
ヲ讀者ニ質スベシ

電報

○七月廿九日 倫敦發 埃及會議以本日開會する筈なれども  
英佛の意見と頗る差異あり○英國宰相以下院の質問に答へ  
て埃及會議に來會しる各全權使節間其本國に照會せざ  
る可らざる一緊要事を生じたりと述へたり

○納涼の御宴 聖上は來る四五兩日の内清期の月夜をト  
させ給ひ廣離宮へ行幸にせられ皇族、大臣、參議、縣香間、宮  
中、兩班候、各國公使、各省勅使任官等三百餘名を召させ給  
ひて納涼の御宴を開かせ給ふ由に承る

○川村海軍卿 同卿は去月二十八日午前六時豫て駿州清  
水港より神戸港へ赴きたる海門船に乘組み廣島縣下備後三  
原へ向け出發しる由尤同船は翌廿九日正午十二時神戶宮  
島へ着したる旨電報ありし

○大久保侯爵 元老院議長大久保一翁若はこの暑より病弱  
と稱して引籠り假裝を加へ居しが昨今は餘程手重と容休な  
りといふ

○品川農商務大輔 目下上州伊豫保の温泉へ入浴中なる間  
大輔は近日東京吹上直に大板長壽地方へ遷居する由に聞く

○愛田農商務省三等出仕 一昨三十日對用に付國務  
卿愛田農商務省三等出仕は一昨日午後より本館へ

雜報

○改選の風評 工部省  
○條約改正會議 日  
○朝鮮行 非職五等  
○一週年祭 本日は  
○親戚其他在京の舊  
○義長の家 本日  
○同國領事館に  
○開く都合ありと  
○新潟 玉川筋の點  
○日よは宮内省より官  
○漁獲せしむるよし  
○駐清各國公使の舉  
○兒の字林 報に天津  
○の事件に付北京駐  
○袖手傍觀スル國公使  
○に在りて其を擧げ一  
○同新聞に北京の通信  
○りとの一報あり前又  
○知りず習く之を信ぜ  
○備法決裁の要目  
○の難は八國の  
○せしが其れ故に